

令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策14：ICT分野における国際戦略の推進
担当部局・課室名	国際戦略局国際戦略課 他5課室
作成責任者名	国際戦略局国際戦略課長 井幡 晃三
政策評価実施時期	令和5年9月

第 I 部

政策の全体像について

- ロシアによるウクライナ侵略をはじめとして、国際的な社会経済情勢が急激に変化する中、デジタル分野の重要性が高まっており、我が国の国際的なプレゼンス・影響力の維持・向上は極めて重大な国家的課題。
- こうした情勢の下、①デジタル経済に関する国際連携、②経済安全保障の推進、③グローバル競争力強化（海外展開の推進）を通じ、デジタル分野のグローバルな課題に能動的に対応。

1. デジタル経済に関する国際連携

- 国際ルール作りへの取組
(インターネットガバナンス、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)、人間中心のAI等の推進)
- 日米連携等の深化に向けた政策対話の推進
- 国際機関を通じた我が国プレゼンスの強化・人的貢献

2. 経済安全保障の推進

- 経済安全保障推進法の着実な施行
- デジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けたリスク点検・評価等
- 外為法に基づく投資審査の強化
- 同志国（日米、日米豪印等）との連携
(5Gサプライヤ多様化、海底ケーブルの強靱化、セキュリティの確保等)

多国間主義を前提としつつ、
基軸となる
二国間関係を
深化

3. グローバル競争力強化（海外展開の推進）

- 我が国デジタル技術の海外展開支援を力強く推進
- 政府全体の「インフラシステム海外展開戦略2025」の下、「総務省海外展開行動計画2025」を推進
(光海底ケーブル、ブロードバンド、携帯事業、衛星・成層圏プラットフォーム、ICT利活用等)
- デジタル海外展開プラットフォーム、JICT（官民ファンド）の活用

経済安全保障
の推進

国際標準化に
積極的に関与・
人的貢献

G7デジタル・技術大臣
会合、IGFの成功
(2023年)

インフラ海外
展開目標達成
(2025年)

1. デジタル経済に関する国際連携

デジタル経済に関する国際連携

- G7香川・高松情報通信大臣会合以降の成果を踏まえ、引き続き、デジタル経済に関する議論や国際的なルール形成に関する議論などに積極的に関与し、国際的な枠組み作りに貢献。
- また、国際機関で多くの日本人が活躍できるよう、国際機関選挙等を通して取り組む。

国際ルール形成への取組

G7/G20やOECD等の多国間議論の場の活用し、議長国として宣言をとりまとめ

- 「人間中心」の考えを踏まえたAI原則
- 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT*）
- 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けたデジタル技術活用

2016年：
G7香川・高松
情報通信大臣会合

情報の自由な流通、
AI、包摂的成長等
について議論を開始

2022年：
GPAI（**）
日本会合

2019年：
G20茨城つくば貿易・デジタル
経済大臣会合

（*）データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト
（**）AIに関するグローバルパートナーシップ
（***）インターネット・ガバナンス・フォーラム

2023年：
G7日本会合
IGF（***）日本会合
⇒これまでの議論
を一層深化

二国間の政策対話の推進等

◎政策対話等

- ・2021年4月の日米首脳会談に基づくグローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCCP）の推進
- ・米国、EU、英国、フランス、ドイツ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、豪州等との定期的な政策対話
- ・官民会合を通じた官民連携の強化
- ・日ASEANデジタル大臣会合の開催

◎協力覚書（MoC）等を通じた国際協力

- ・シンガポール、チリ、インド、タイ、フィリピン、ドイツ等との締結（直近2年で署名したもの）

⇒ 二国間関係の深化、国際ルール形成に向けた相互理解の醸成

人的貢献

- 2020年12月に行われたアジア・太平洋電気通信共同体（APT）事務局長選挙で、近藤勝則氏が当選。2021年2月に就任（1期3年、最大2期）。
- 2021年8月に行われた万国郵便連合（UPU）事務局長選挙で、目時政彦氏が当選。2022年1月に就任（1期4年、最大2期）。
- 2022年9月に行われた国際電気通信連合（ITU）電気通信標準化局長選挙で、尾上誠蔵氏が当選。2023年1月に就任（1期4年、最大2期）。



近藤勝則氏



目時政彦氏



尾上誠蔵氏

名称 G 7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合

開催日程、場所 令和5年4月29日（土）、30日（日）
群馬県高崎市

G 7 デジタル・技術大臣会合 閣僚宣言

以下、6つのテーマについて議論が行われ、成果として、

「G 7 デジタル・技術閣僚宣言」を採択。

- (1) 越境データ流通と信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の推進
- (2) 安全で強靱性のあるデジタルインフラ
- (3) 自由でオープンなインターネットの維持・推進
- (4) 経済社会のイノベーションと新興技術の推進
- (5) 責任あるAIとAIガバナンスの推進
- (6) デジタル競争

参加国等

- 我が国から河野デジタル大臣、松本総務大臣、西村経済産業大臣が共同議長として参加。
- G7各国（仏、米、英、独、伊、加）、EUに加え、招待国（印、インドネシア、ウクライナ）、国際機関（OECD、ITU、世銀、国連、ERIA）が参加。



会合会場：G Messe群馬

- G7広島サミットにおいて、デジタルについて、G7首脳は、
 - ・G7の価値に沿った生成系AIや没入型技術のガバナンスの必要性を確認するとともに、
 - ・特に生成系AIについては、「**広島AIプロセス**」として担当閣僚のもとで速やかに議論させ、本年中に結果を報告させることとなった。
- これを受けて、総務省において、関係省庁（デジタル庁・経済産業省）と連携し、**5月30日（火）に、広島AIプロセスを立ち上げ、第1回の作業部会を実施。**

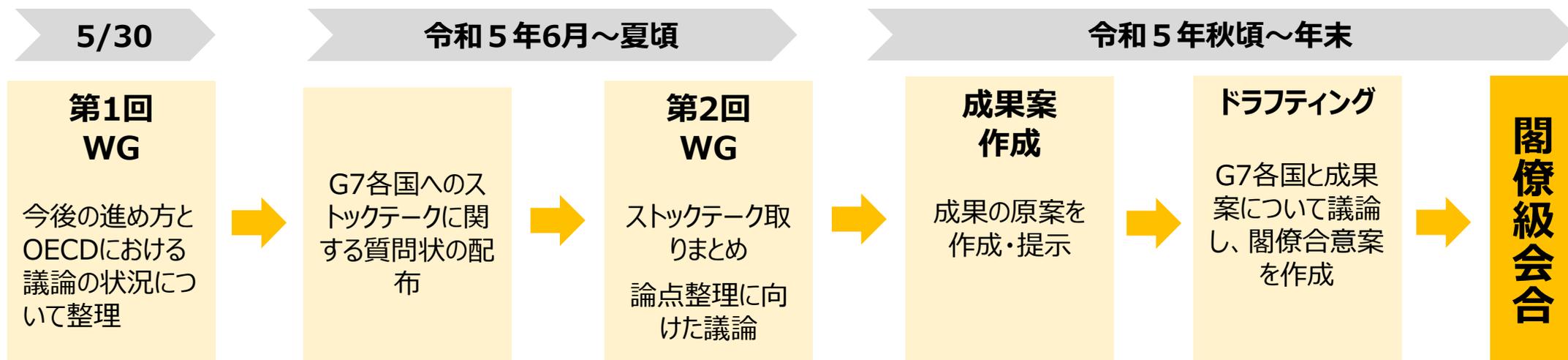
検討体制

名称：G7 WG for Hiroshima AI Process

構成員：G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合準備会合（AIパート担当）各国代表

※OECD等のAI専門家の知見も活用し検討を実施

今後の進め方（イメージ）



※作業部会、閣僚会合とも必要に応じて、オンライン方式やメールベースのヒアリングも活用。

<IGFとは>

- インターネットに関する諸課題について、**国連主催**のもと、政府、民間、技術・学術コミュニティ、市民社会等の**すべての関係者が対等な立場**で対話を行う**インターネット政策の分野では最も重要な会議**の1つ。
- 今般、**日本がホスト国として2023年会合**を開催。(2005年の設立以来、毎年1回開催)

●日時：2023年10月8日(日)～10月12日(木)(5日間)

●場所：国立京都国際会館(京都市)

●参加者：産官学等から**5,000人規模の現地参加**(+オンライン)(想定)

岸田総理やグテーレス国連事務総長、各国閣僚級、議員の参加を想定。

●メインテーマ：「**The Internet We Want - Empowering All People**」

(「私たちの望むインターネット—あらゆる人を後押しするためのインターネット—」)

➤ 閣僚級によるセッションや各国議員によるパラメンタリートラックを含め、約300のセッションが同時開催。

<主な想定議題>

- ・ 言論・表現の自由、偽情報、データ流通、データガバナンス
- ・ 個人情報保護、オンライン人権保護、重要インフラ保護、サイバーセキュリティ
- ・ ユニバーサルアクセス・接続性、リテラシー、人材育成・能力開発
- ・ プラットフォーム規制、競争政策、コンテンツ管理・保護 等



2019年ドイツ会合の様子
(メルケル首相(当時)とグテーレス事務総長)

経済安全保障等の観点から、我が国と同志国 (likeminded countries) とデジタル関係省庁横断でのハイレベルの枠組みを欧米主要国と構築。いずれも官民会合等を通じた民間インプットを実施。

1 日米 グローバル・デジタル連結性パートナーシップ (GDCP Global Digital Connectivity Partnership)

- 日米首脳共同声明 (2021年4月) に、ICT分野の新たな日米協力構想として**GDCP**の立ち上げが盛り込まれ、2021年6月に**日米共同発表**。
- **日米で協力してグローバルに安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進することを目的**とし、①**第三国連携**を中心に、②**多国間連携** (ITU, G7/G20, OECD, APEC 等)、③**グローバルを視野に入れた二国間連携** (5G, Beyond 5G等) を推進していく。

推進体制のイメージ

デジタルエコノミーに関する日米対話(DDE) (局長級)

※DDE: Dialogue on Digital Economy
※2010年11月から13回の局長級会合を開催 (年1回開催)
※第13回会合にて「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(IED)」から改称

専門家レベル作業部会 (課長級)

2021年5月から5回の課長級会合を開催 (年数回開催)

日本側：総務省 (事務とりまとめ)、外務省、経済産業省 等
米国側：国務省 (事務とりまとめ)、国家電気通信情報庁、商務省 等

2 日EU 日EUデジタルパートナーシップ

- 日EU定期首脳協議 (2022年5月) において合意。
- **デジタル分野において日EU間が優先して協力すべき議題を議論することを目的**とする。
- 日本側は、総務省、デジタル庁、経済産業省をはじめ関係省庁等が参加。(事務局はデジタル庁)

3 日英 日英デジタルパートナーシップ

- 金子総務大臣 (当時) とドリーズ英国デジタル・文化・メディア・スポーツ大臣 (当時) の会談 (2022年5月) で立ち上げた日英デジタルグループを、さらに強化した協力枠組として2022年12月立ち上げ。
- **デジタル分野における日英間の協力を包括的に推進することを目的とする大臣級会合**。

推進体制のイメージ

日英デジタルパートナーシップ (大臣級)

※年1回開催

日英デジタルグループ (局長級)

※年1回開催

事務レベル会合 (課長級)

※必要に応じて随時開催

日本側：総務省 (事務とりまとめ)、デジタル庁、経済産業省 等
英国側：デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (事務とりまとめ)、政府デジタルサービス 等

2. 経済安全保障の推進

		国内	国際/海外
2020年	4月	NSS経済班設置	
	6月		米国がHuawei/ZTEを安全保障上の脅威として認定
2021年	3月		日米豪印首脳会合（第1回）
	9月		日米豪印首脳会合（第2回）
	10月	経済安全保障担当大臣設置	
	11月	経済安全保障推進会議設置 → 基幹産業のリスク点検・評価等 経済安全保障法制準備室設置	
2022年	2月		ロシアのウクライナ侵攻 → ハイブリッド戦（通信遮断等）
	3月		日米豪印首脳会合（第3回）
	5月	経済安全保障推進法成立・公布 → 基幹インフラの安全性・信頼性の確保等を法制化	日米豪印首脳会合（第4回） → 当局間で5Gサプライヤ多様化等に関する協力覚書に署名
	8月	経済安全保障推進室設置	
	12月	新たな国家安全保障戦略の策定 → 経済安全保障を重要な課題として位置付け	
2023年	5月		G7首脳会合 → 経済的別働隊性及び経済安全保障に関するG7首脳声明を発出 日米豪印首脳会合（第5回） → Open RANセキュリティ報告書を公表 → 海底ケーブルの連結性と強靱性のためのパートナーシップを立ち上げ



経済安全保障推進法の整備
(経済安全保障法制準備室設置)



日米豪印首脳会合
(第5回会合)

- **経済安全保障推進法（基幹インフラの安全性・信頼性の確保に関する制度等）**の着実な施行
- デジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けた**リスク点検・評価等**
- **外為法に基づく投資審査**の見直し・強化
- **同志国との連携（日米、日米豪印（Quad）等）**を通じたグローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性の確保等
(例) 5Gサプライヤ多様化（特定国依存の低減）、国際通信網の強靱化、セキュリティの確保等

4月28日

基本指針 閣議決定



6月 中旬

政令案等のパブリックコメントを順次開始



8月9日

政省令の策定

- 政令（特定社会基盤事業等）の策定
- 主務省令（特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備）の策定



※上記政省令の策定後、下記省令の検討・パブリックコメントを順次開始

秋頃

省令・告示の策定

- 主務省令（重要維持管理等）の策定
- 主務省令（届出事項等）の策定
- 告示（特定社会基盤事業者の指定）

技術的な解説の作成・公表（可能なものから随時作成・公表予定）

<Q&Aやガイドラインを作成する事項の例>

- 再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方
- クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方
- 「軽微な変更」となるプログラムの変更に関する考え方
- 設備の導入に携わる事業者として導入等計画書に記載する範囲の考え方

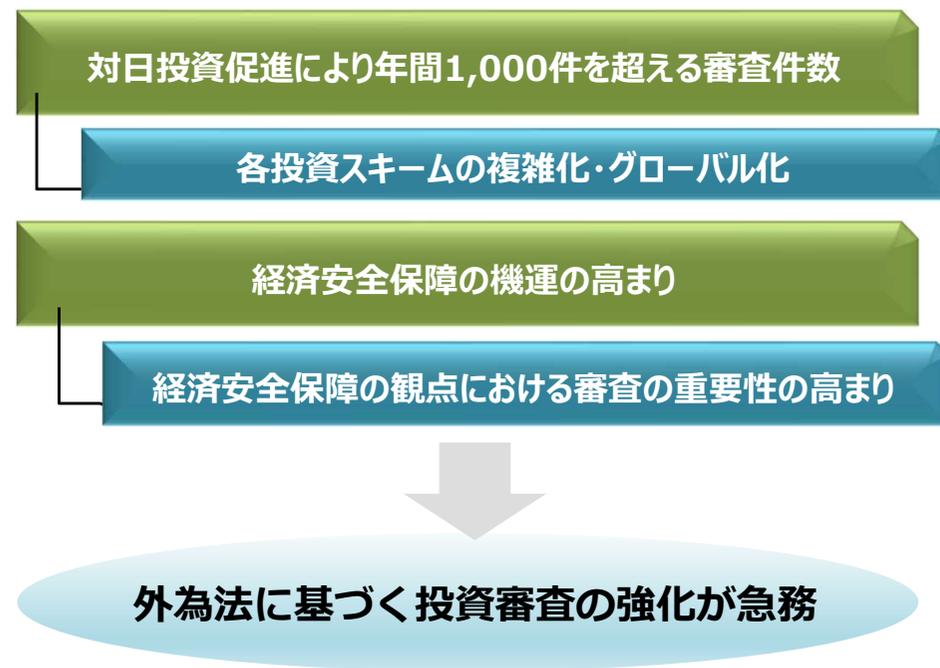
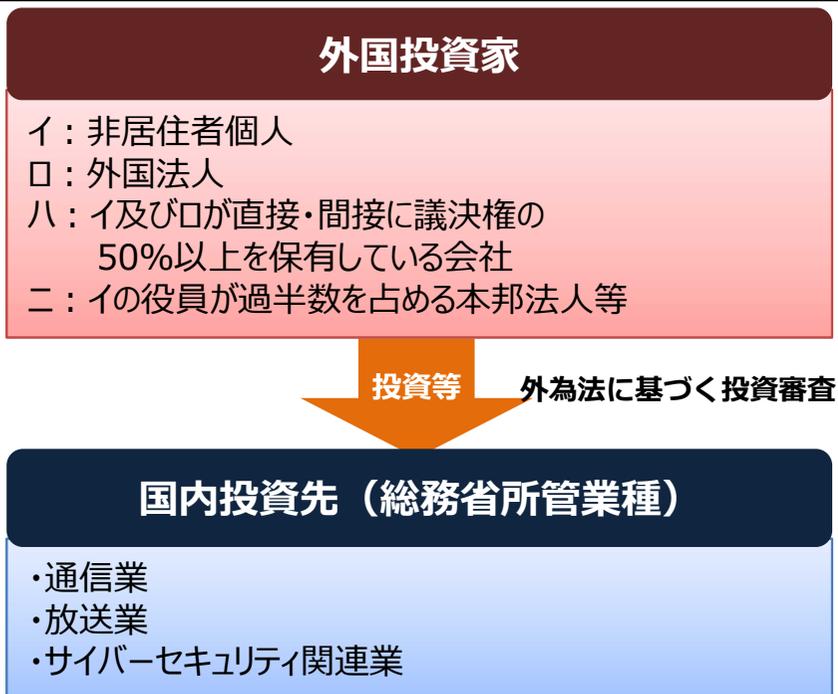


令和6年 春頃

制度運用開始

外為法に基づく対内直接投資等の審査

- 我が国は、外国投資家による国内企業への投資（対内直接投資）について、健全な投資を推進。
- 外為法では、「**対外取引の原則自由、必要最小限の管理・調整**」という考え方の下、一部の業種（指定業種）への対内直接投資等について**事前届出や事後報告を求め、以下の観点等から審査を行うこととされている。**
 - ・「**国の安全**」・・・重要技術流出や軍事転用等の恐れはないか等
 - ・「**公の秩序**」・・・公共性の高い事業の安定的な提供が維持されるか等
 - ・「**我が国経済の円滑な運営**」・・・我が国経済の円滑な運営への悪影響や、産業構造への影響はないか等
- 届出の受付窓口は日本銀行が担い、投資を受ける国内企業（及びその子会社）が行う事業内容に応じて各所管省庁が審査を行い、**上記の観点から懸念がある場合は、リスクに応じた措置を講じる等**の管理・調整を実施。
- 対内直接投資等を巡っては、**経済安全保障の機運の高まり**も受け、諸外国でも取組みが強化されている中、我が国も骨太の方針に定める通り、**外為法に基づく投資審査の強化**が急務。



3. グローバル競争力強化(海外展開の推進)

情報通信・デジタル技術

デジタルインフラ

光海底ケーブル

- ▶ 日米豪連携で、米国とシンガポール間の海底ケーブル（本線）からパラオへ接続 日本企業が受注



ブロードバンド整備

- ▶ ウズベキスタン等で受注



携帯事業参入

- ▶ 日英連携で、エチオピアにおける携帯電話事業等のライセンスを、住友商事・ボーダフォングループ等のコンソーシアムが、獲得



衛星・成層圏プラットフォーム

- ▶ 衛星：トルコで受注
- ▶ 成層圏：ルワンダ等でMoU署名



デジタルの活用

遠隔医療にICTを活用

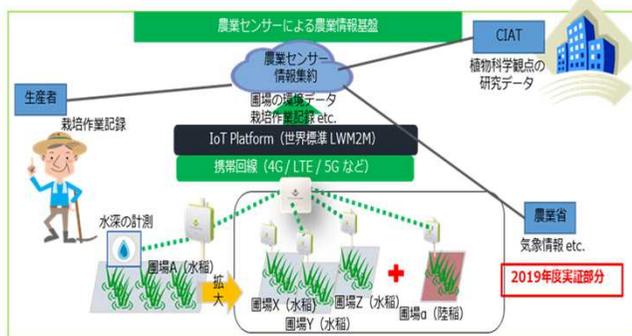
- ▶ 専門医と非専門医等がスマートフォンで医療画像等を共有
- ▶ Open RANを活用した、より高度な機能をチリで実証中

オンライン通話、DICOM画像等



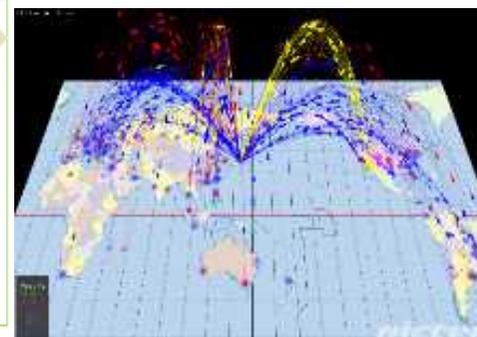
農業の改善にICTを活用

- ▶ コロンビア等でセンサーを活用した農業実施



サイバーセキュリティ協力

- ▶ ASEAN地域向けにサイバー防御演習を実施中



日本方式の地上デジタル放送

- ▶ 現在、20か国（日本含む）が、日本方式の地デジ放送を採用。約7億人をカバー

郵便

- ▶ ベトナムやスロベニア等で郵便関連機材等を受注



小包区分機（スロベニア）

消防

- ▶ 日本の消防用機器等の規格・認証制度の浸透及び普及促進



地方自治

- ▶ 「アジア地方行政セミナー」の開催（日本の地方行政制度や自治体の先進事例の紹介）



統計

- ▶ 政府統計共同利用システムを基にした「e-Stat lite」の開発、導入支援



行政相談

- ▶ 国際オンブズマン協会等での活動、二国間協力覚書に基づく技術協力



株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT)

- ◆ 海外において電気通信事業、放送事業又は郵便事業を行う者等に対し、投資やハンズオン等の支援を行う官民ファンド。
- ◆ リスクマネーの供給拡大を通じて、「質の高いインフラ」の海外展開を推進。

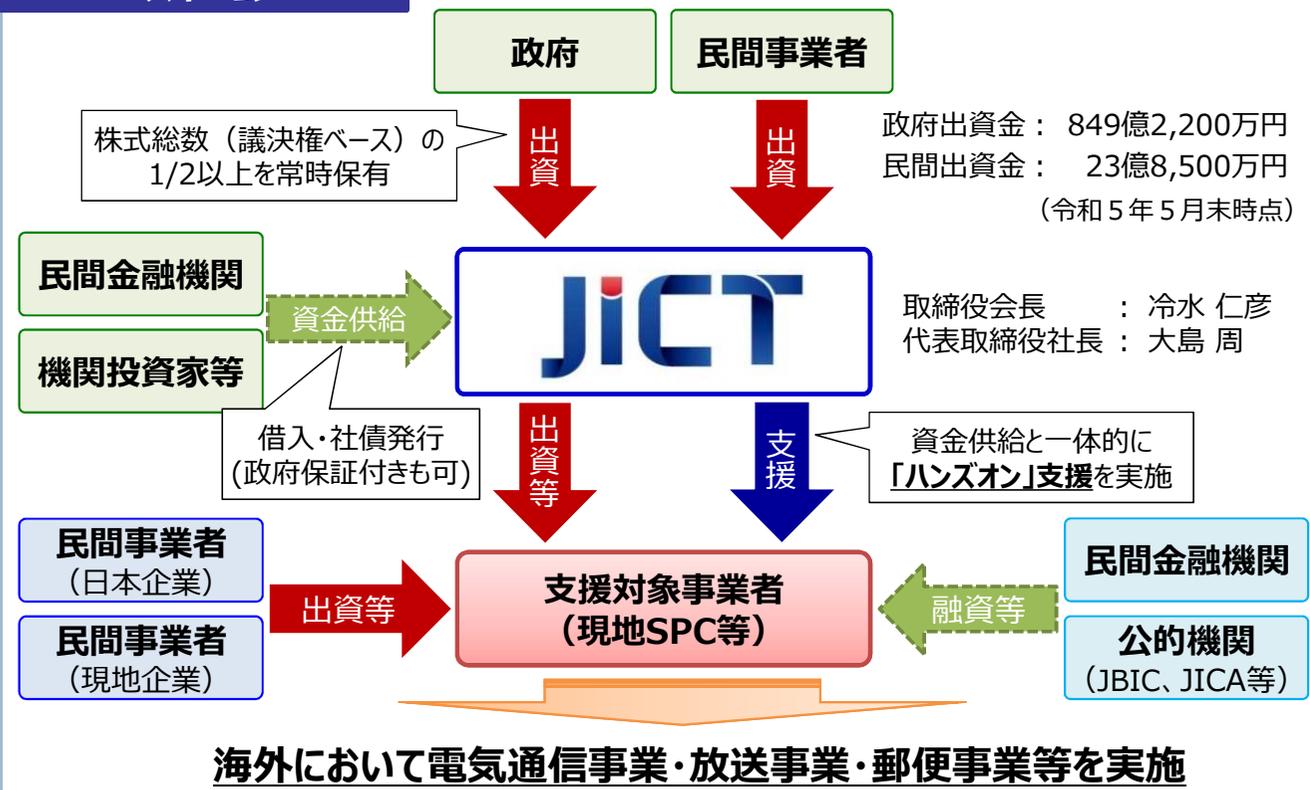
背景・目的

- ◆ 我が国の持続的な成長のためには、**世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込む**ことが重要。
- ◆ 他方、海外で通信・放送・郵便事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、**規制分野であるが故の政治リスク**（相手国の急な法制変更等）等の特有のリスクが存在するため、**民間金融からの資金が集まりにくい等の課題**。
- ◆ このため、**長期リスクマネーを供給する**とともに、株主として事業に参画することによって相手国政府等との交渉力を強化し、我が国事業者の海外展開を後押し。

沿革

- H27. 5. 29 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（機構法） 成立
- H27. 9. 4 機構法 施行
- H27. 10. 9 JICT 設立認可
- H27.11.25 JICT 設立**
- R4. 2. 14 支援基準の一部改正

スキーム



支援対象業のイメージ

電気通信事業 ICTインフラの整備・運用やICTサービスを提供する事業



放送事業 放送網を整備・運用し、放送コンテンツを提供する事業



郵便事業 郵便インフラを整備し、郵便サービスを提供する事業

支援する事業 ファンドへのLP出資など、電気通信・放送・郵便事業を支援する事業



令和5年度財政投融资計画額 453億円（産業投資：244億円 政府保証：209億円）

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野について

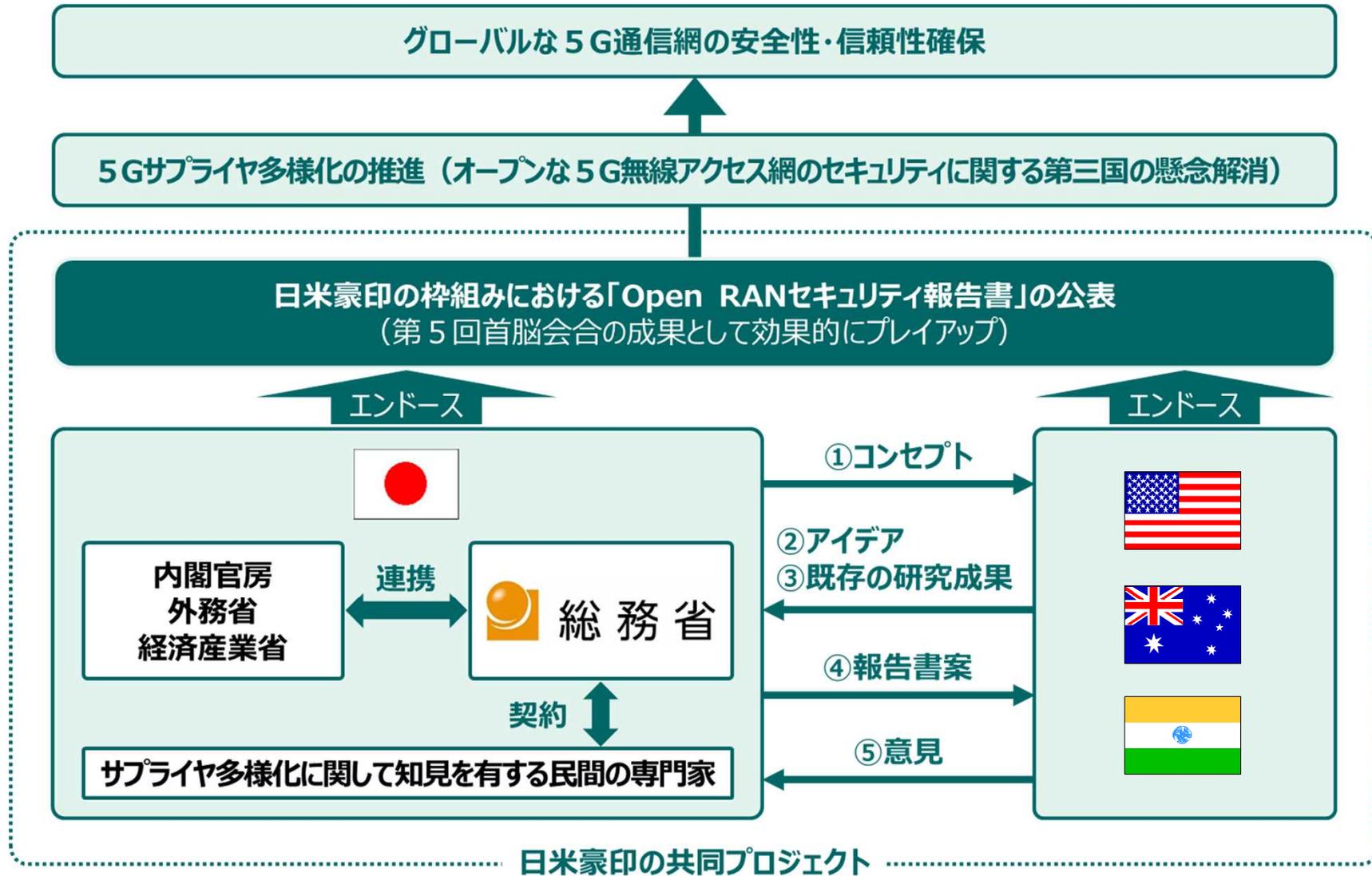
経済安全保障の推進

(デジタルインフラの安全性・信頼性確保推進事業等)

<p>国家安全保障戦略 [令和4年12月16日]</p>	<p>自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進</p> <p>我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。</p> <p>具体的には、経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調し、以下を含む措置に取り組む。なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に、各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。</p> <p>ア～カ（略）</p>
<p>経済安全保障推進会議 (基幹産業のリスク点検等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回会議（2021年11月）において岸田総理から次の内容を含む発言あり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 経済安全保障は、岸田内閣の重要課題。 ② サプライチェーンの強靱化や基幹インフラの信頼性確保などを通じて、我が国の経済構造の自律性を向上させること、…（略）…日本の技術の優位性、ひいては不可欠性を確保すること、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化を目指すこと、この3つの目標を、我が国が目指す経済安全保障政策の大きな方向性として、関係閣僚間で共有した。 ③ 関係大臣においては、小林大臣と緊密に連携しながら、それぞれが所管する基幹産業が抱えるリスクへの対応と脆弱性の点検・把握を不断に行うなど、必要な取組を強化すること。
<p>経済安全保障推進法 [令和4年法律第43号]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全保障に関する経済施策として次の制度を創設。 <ul style="list-style-type: none"> ① 重要物資の安定的な供給の確保 ② 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 ③ 先端的な重要技術の開発支援 ④ 特許出願の非公開 ● 上記②の制度の法定事業として電気通信事業、放送事業及び郵便事業を含む14事業を規定。

<p>経済的強靱性及び 経済安全保障に関する G7首脳声明 [令和5年5月20日]</p>	<p>我々は、特にデジタル領域における基幹インフラの安全性と強靱性を強化するために協力することの重要性を強調する。我々は、モバイル、衛星及びコアネットワーク、海底ケーブル、コンポーネント並びにクラウド・インフラを含め、情報通信技術（ICT）エコシステムの強靱性を強化するプロジェクトを歓迎する。…（中略）…我々は、それぞれの取組を通じて得られた情報やベスト・プラクティスを共有することにより、強靱な基幹インフラを構築するための取組を継続していく。</p>
<p>日米豪印首脳会合 (クアッド)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要・振興技術に関し、各国首脳は、開放的で、アクセス可能で、安全な技術エコシステムを促進するために協力することにコミット（5Gサプライヤ多様化を含む4つの取組を中心に作業を整理）。 ● 第4回会合（昨年5月・日本開催）の機会に当局間で5Gサプライヤ多様化等に関する協力覚書（MOC）に署名の上、首脳間の共同声明で確認。
<p>ロシアのウクライナ侵攻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 報道によれば、ロシアはハイブリッド戦の一環として、ウクライナの大手通信事業者の社内システムに侵入。全国的な通信網の乗っ取りを企図（結果は失敗）。 ● G7諸国は、昨年5月のデジタル大臣会合において次の内容を含む共同宣言を発表。 「ロシアによるウクライナに対する侵略戦争は、接続された社会における重要な活動がデジタルインフラ、特に通信インフラに依存していること及び関連する脆弱性を明らかにした。我々は、悪意ある干渉及び権威主義体制の影響に対し、自由な社会のデジタルインフラを守ることの重要性を強調する。」

- 日米豪印首脳会合における我が国主導の成果としてOpen RANセキュリティ報告書を公表。また、「ケーブルの連結性と強靱性のための日米豪印パートナーシップ」（ケーブル・インフラの製造、施設及び保守における日米豪印諸国の世界レベルの専門知識を活用し、インド太平洋における連結性を強化し、ケーブルシステムの強靱性を向上させるもの）の立ち上げを発表。

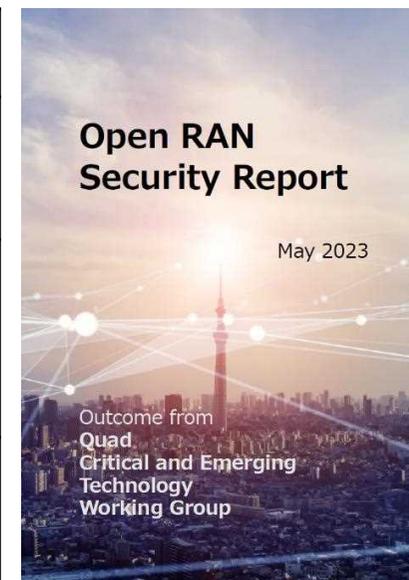


- Open RAN※のセキュリティに対する関心が高まる中、**実証試験を含む客観的な調査・分析**を通じて、従来の一括調達型のRANと比較した場合における**Open RANの優位性、課題及び課題の克服可能性**を評価した約160ページの報告書。
- **日米豪印（クアッド）重要・新興技術作業部会**の「5Gサプライヤ多様化及びOpen RANに関する協力覚書」に基づく成果として2023年5月に公表。

※Open RAN：無線基地局の仕様をオープンかつ標準化することにより、様々なサプライヤの機器やシステムとの相互接続を可能とする無線アクセスネットワーク（RAN）

【Open RANの主な優位性・課題・課題の克服可能性】

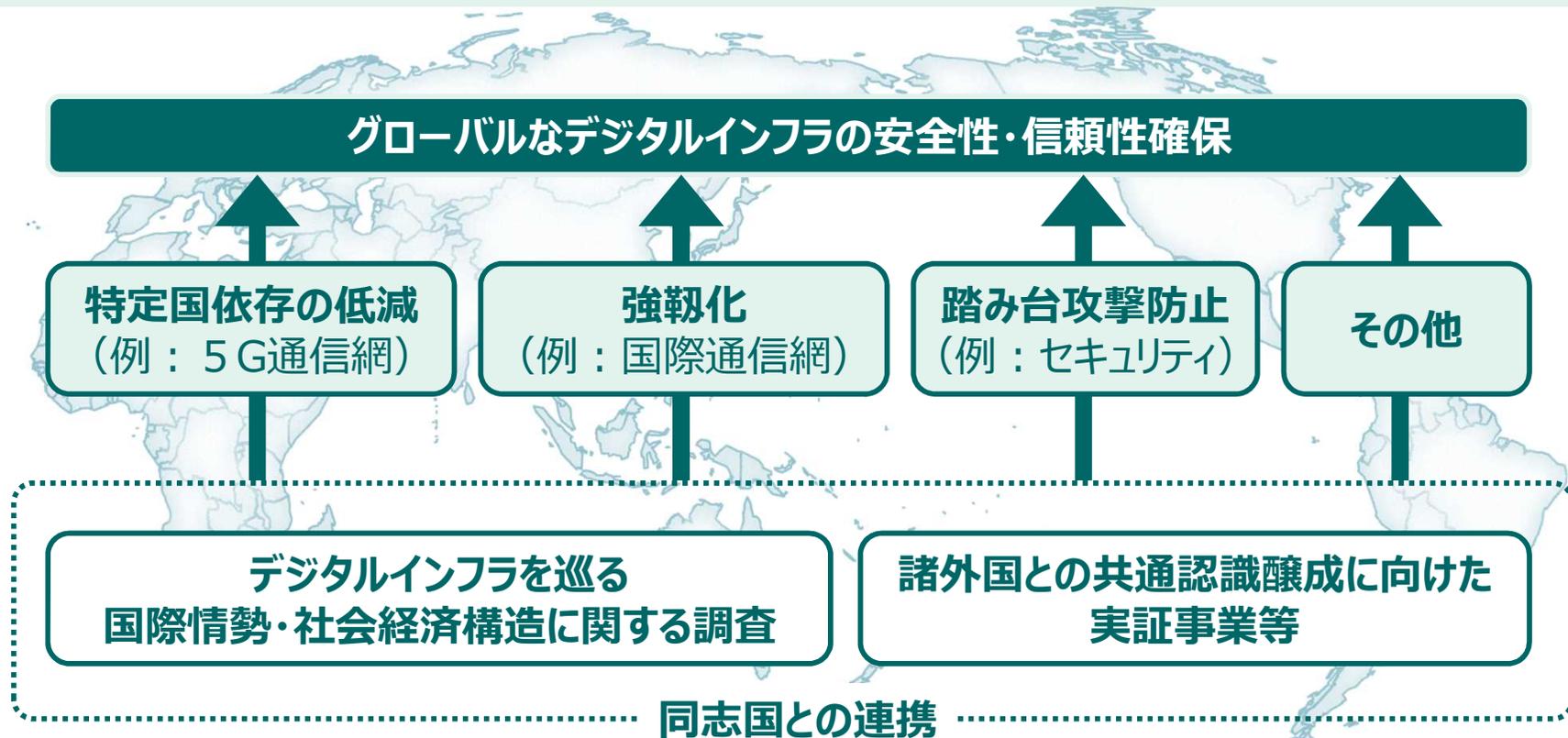
優位性	セキュリティ関係	透明性向上に伴う リスク対策の容易化 等
	その他	特定のサプライヤに対する依存度の低下に伴う サプライチェーンリスク低減・ベンダロックイン回避 等
課題	本報告書により評価した セキュリティリスクの約4% が新たなインターフェースやコンポーネントに基づく Open RANに固有の （すなわち、従来の一括調達型のRANに存在しない）もの	
課題の克服可能性	標準仕様や本報告書に添付された チェックリスト ※のセキュリティ要件を満たすことによりOpen RANに固有の リスクを低減し、従来の一括調達型のRANと同等のセキュリティ を実現可能 【注】選択的なセキュリティ処置を有効化することで更に向上可能 ※本報告書の付録として109項目のセキュリティ要件等を掲載したチェックリスト（主としてMNOが安全な形でOpen RANを構築できているかどうかを検証するために利用することを想定）を添付。	



【上図】日米豪印の成果として公表された報告書の表紙

上記の**優位性・課題・課題の克服可能性**についての客観的な評価を踏まえれば、**Open RANの使用は、基本的には、従来の一括調達型のRANとの比較において、電気通信のセキュリティ状況を根本的に変えるものではない。**

- 経済安全保障を推進する上では、同志国との協力の拡大・深化を図りつつ、デジタルインフラの安全性・信頼性を確保することが重要。
- 令和3年4月の日米首脳会談を契機として立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」や令和4年5月の日米豪印（クアッド）首脳会合の機会に署名された5Gサプライや多様化等に関する協力覚書等を踏まえて、同志国と連携しながら、デジタルインフラを巡る国際情勢・社会経済構造に関する調査、諸外国との共通認識醸成に向けた実証事業等の取組を通じて、**特定国への依存低減やセキュリティ向上により**グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性を確保。



対内直接投資審査の概況と課題

- 令和元年5月、メリハリのある投資制度を目指し、**①問題のない投資の一層の促進と、②国の安全等を損なう恐れのある投資への適切な対応**を目的とし、外為法が大幅に改正。 ※1

※1：①では緩和策として一定の基準の遵守を前提に、株式取得時の事前届出について免除制度を導入。（投資前の届出を不要とし、事後報告書の提出のみ求めることとした。）

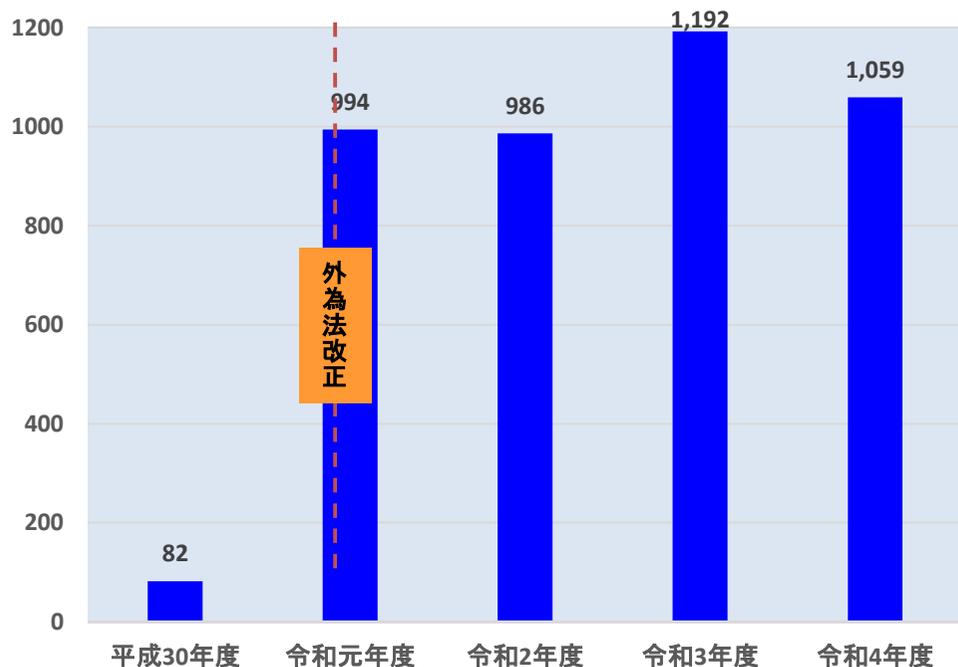
②では強化策として、取締役や監査役等の就任に係る事前届出を新設した他、事前届出対象となる通信事業者の範囲が大幅に拡大した→**これにより当省の審査件数が大幅増加。**

- 令和3年7月、外為法の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化、執行体制の強化を図るため、**関係省庁で審査ノウハウや動向等を共有する「対内直接投資関係省庁全体会議」**が設置 ※2。

※2：令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」を受け設置されたもの。総務省は、NSS、財務省、経産省とともに「インナー会合」にも参加。

- 令和元年の法令改正を受けて審査件数が増加し、経済安全保障の機運も高まる中、**法的な観点等を踏まえた専門的な知見をベースとした、より深度のある審査の遂行が急務。**

当省所管業種の事前届出・免除事後報告件数



事前届出審査において考慮すべきポイント

分類	審査において考慮すべきポイント
投資先について	<ul style="list-style-type: none"> ・国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度 ・国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性 等
届出者について	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資に係る計画及び過去の行動・実績（外国政府等による直接的又は間接的な影響の程度を含む。）等

経済安全保障対策本部 中間取りまとめ～「経済財政運営と改革の基本方針2022」に向けた提言～（令和4年5月24日発表）

(1)投資審査の取組・体制強化

経済安全保障の観点から真に重要な技術基盤や生産基盤に影響のある対内直接投資等について投資審査・事後モニタリングを行っていくにあたっては、地方支分部局を活用しつつ、情報収集・分析・モニタリング等の強化や関係省庁の執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方について検討を行うなど、**政府一丸となって取組を進めていくべきである。**

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた**情報収集・分析・モニタリング等の強化**を図るとともに、指定業種の在り方について検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた**情報収集・分析・モニタリング等の強化**を図るとともに、指定業種の在り方について、引き続き検討を行う。

政府戦略等実現にむけ、 各事業所間省庁が一体となって取り組む



情報収集・分析・モニタリング等の強化を図り、国がやるべき投資審査に注力できる体制作り

事前届出審査

外国投資家の属性や投資スタイル、投資先企業の事業内容や保有技術等を踏まえ、その投資により発生が想定される事象により、国の安全を損なう事態等が生ずるおそれ（リスク）がないかどうかを確認・審査。それにより、場合によってはリスクに応じた対策等を実施。

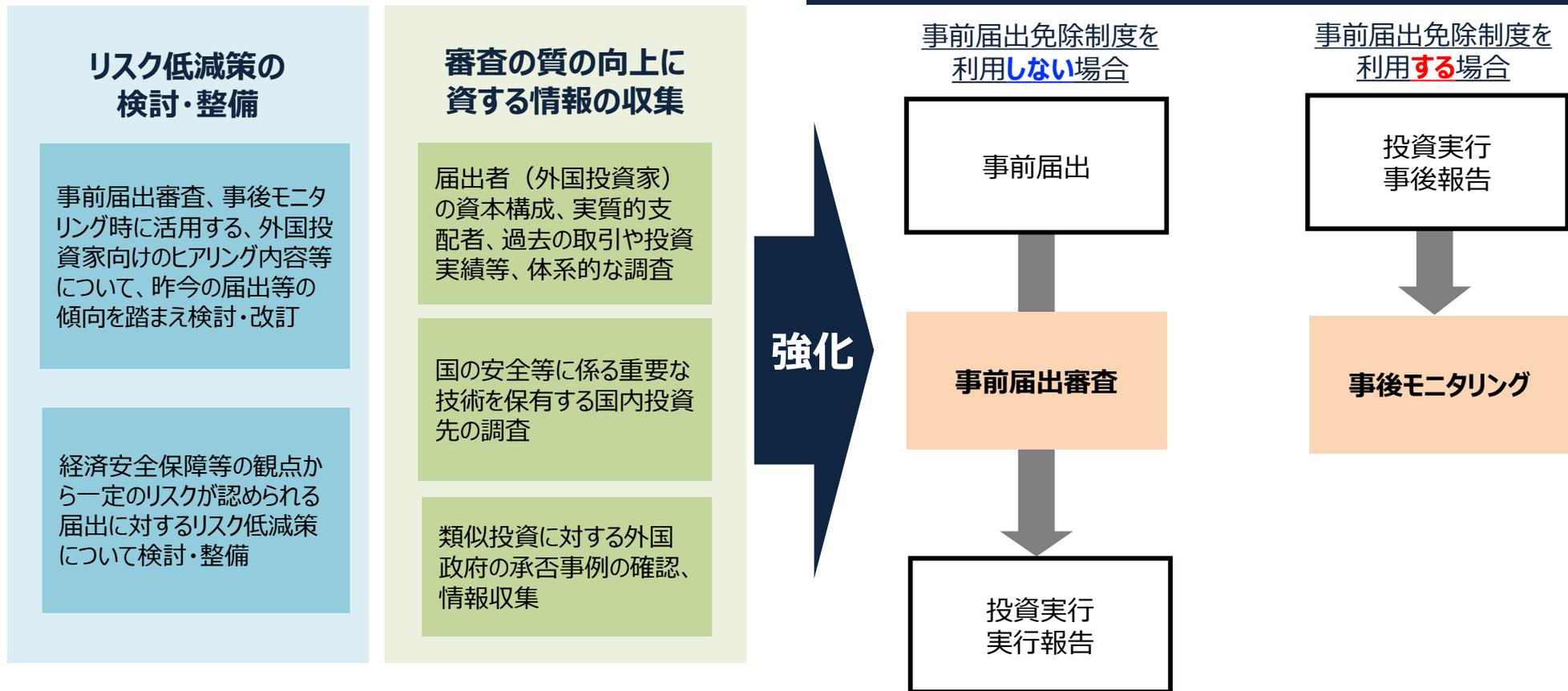
事後モニタリング

既に実行された投資であっても、外国投資家側に懸念情報がある場合には、外国投資家との質問票のやりとりや、外部のリソースを活用することで深度のある分析を行い、審査を行う事業所管省庁として適切なモニタリングを実施。

外為法に基づく対内直接投資審査の強化

●外為法に基づく、国の安全等に係る対内直接投資等の届出審査・事後モニタリングについて、外国投資家や重要な技術等を保有する投資先における情報収集・分析・モニタリングを強化することにより、審査の質の向上を図る。

外国投資家による対内直接投資等

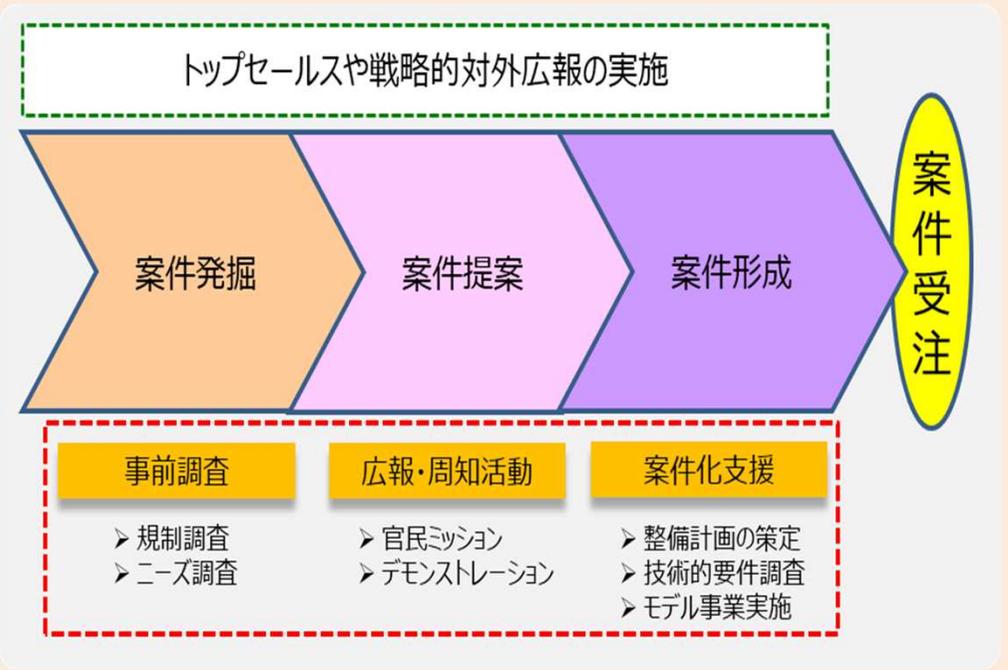


グローバル競争力強化(海外展開の推進)
(ICT海外展開パッケージ支援事業)

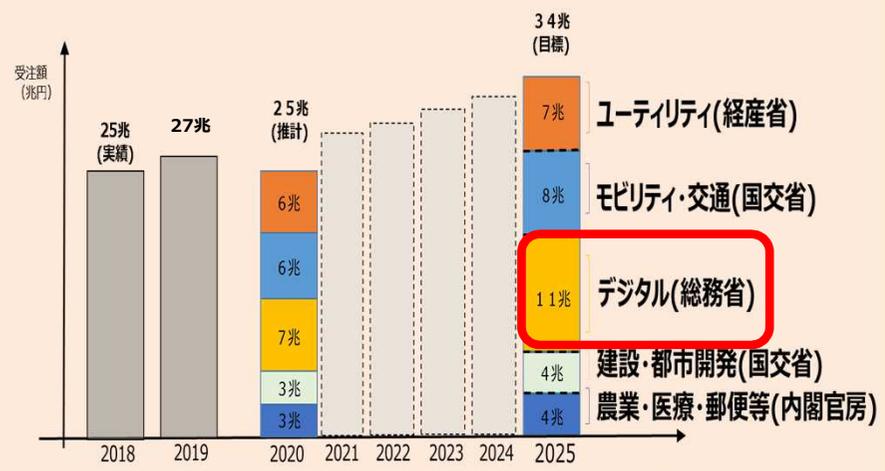
ICT海外展開パッケージ支援事業

- 5G基地局、光海底ケーブルシステムをはじめとするICTインフラシステム、医療、農業等の分野におけるICTソリューション等について、「総務省海外展開行動計画2025」等に基づき、案件発掘、案件提案、案件形成といった各展開ステージにおける支援の実施により、海外展開を促進。

通信インフラやICT利活用モデル等のデジタル分野における案件形成に至るまでの各展開ステージで支援を実施



「インフラシステム海外展開戦略2025」及び「総務省海外展開行動計画2025」で設定された目標への着実な貢献



注: 2018年及び2019年は、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。2020年は、「インフラシステム海外展開戦略2025」の効果KPI(受注額の目標: 2025年34兆円)に向けた推計値(新集計では海外現法売上上の計測等を精緻化)

出典: 内閣官房

展開先が抱える課題解決に貢献し、SDGs 達成に寄与

- (事業主体) 民間企業(通信事業者やベンダをはじめとしたICT関連企業、コンサル等)
- (事業スキーム) 実証事業(請負)、調査研究(請負)、セミナーや展示会等の開催(請負)
- (計画年度) 令和4年度～(旧事業については平成27年度～)

(令和5年度当初予算 1.3億円、令和4年度補正 10.0億円)

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

（5）対外経済連携の促進

投資関連協定やODA等の活用、**海外ビジネス投資支援室（仮称）の設置等**を通じ、**企業の海外展開を促進**し、コロナ後の世界での成長力強化を図る。
（中略）

デジタル化、サプライチェーンの強靱化、**質の高いインフラ**、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、**「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める**。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

V. 経済社会の多極集中化

3. 企業の海外ビジネス投資の促進

コロナ後の世界経済において、日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、**日本が技術的優位性を持つ分野での世界展開が重要**である。**事業運営・サービス等ソフト面を含め、日本企業は多くの分野で高い技術**を有しているが、海外ビジネス特有のリスクやハードルを前に判断が保守的になる傾向があることから、**政府として**、中小企業による製品開発や販路開拓を含め、**技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポート**していく。こうした取組は、国内親会社への配当を通じ資金の国内還流を増加させ、裾野の広い賃金引上げや研究開発投資増にもつながりうる。

具体的には、国内外において、関係省庁、政府機関、在外公館等を含め政府ワチームで投資案件組成を初期段階からサポートする体制を整備する。情報提供や資金ファイナンス等を通じ、上流から下流までを支援するとともに、政府機関の共同出資機能の活用を促進する。また、脱炭素、デジタル等の分野で、より多くのビジネス機会につなげるため、日本がリードして国際機関、友好国政府、グローバル投資家等に働きかけ、協調案件の組成を目指す。

こうした施策の企画立案を行い関係省庁との調整を進めるため、**内閣官房に海外ビジネス投資支援室（仮称）を設置**する。

※ 海外ビジネス投資支援室は令和4年8月1日発足。**木原副長官、藤井副長官補のラインのもと、大矢審議官が海外ビジネス投資支援室長**となり、支援パッケージの作成等の検討・作業を関係省庁とともに実施している。関係省庁は、総務省、外務省、財務省、農水省、厚労省、環境省、国交省であり、定期的に審議官級会合を開催。**総務省は「ICT海外展開パッケージ支援事業」によりICT海外展開を推進している観点から参画**している。

インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）（令和4年6月3日 経協インフラ戦略会議決定）（抄）

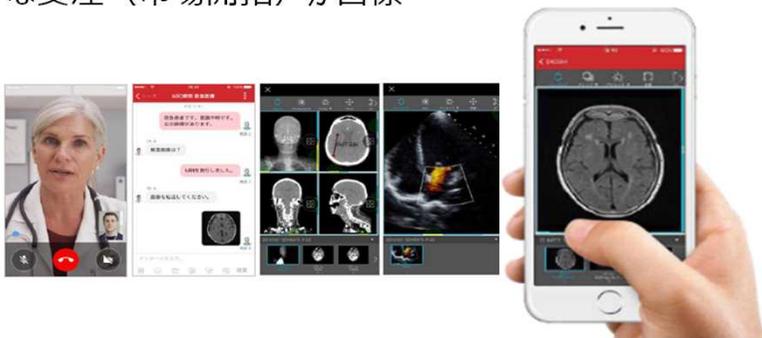
- インフラ分野へのデジタル活用を促進するため、関係省庁・機関は、F/Sや実証事業、ODAによる資金協力等の充実を図る等、**AI・高度ICT等のデジタル技術を活用した案件の形成支援の強化や、日本企業が有するデジタル技術の活用が将来的に期待される案件への支援強化**を図る。
- デジタル技術利活用の基盤となる、Open RAN等の安全でオープンな5Gネットワークやそれを支えるインフラ（光海底ケーブル・データセンター等）について、我が国企業の製品・システムの海外展開を後押しし、各地域における安全・安心な通信環境整備に貢献する。特に、**光海底ケーブルについては、プロジェクトの案件形成段階において、我が国が技術的優位性を有する予防保全・故障検知を通じた安定性確保に留意**する。

ICT海外展開に向けた取組例

ICTの利活用

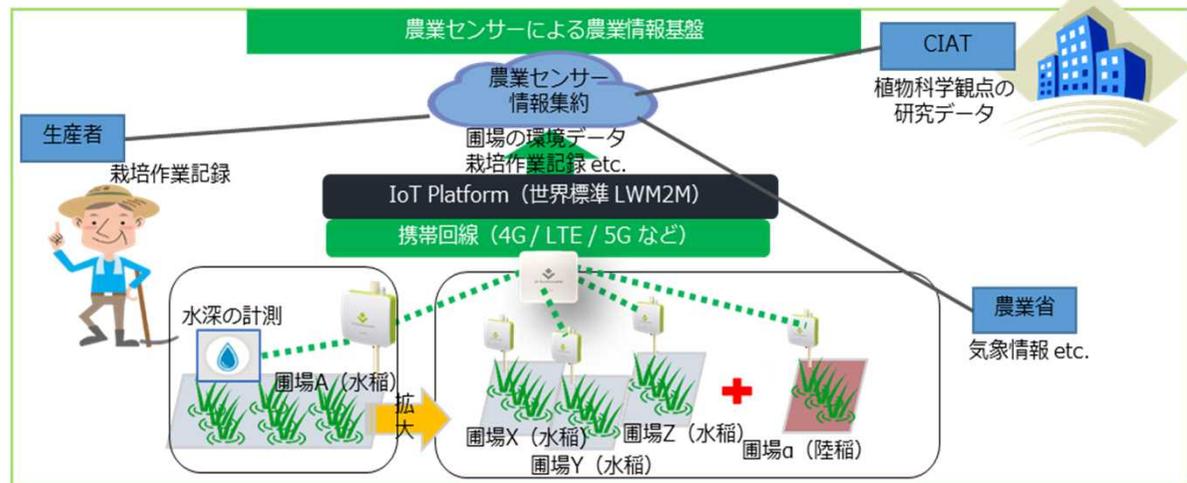
医療ICTシステム

- 医療ICTシステムへのニーズが中南米を中心に拡大
- ペルー、ブラジル、チリにおいて医師がスマートフォンで医療用画像を共有するための実証を実施
- 日本企業が開発・提供する医療ICTシステムの将来的な受注（市場開拓）が目標



農業ICTシステム

- コロンビアでセンサーデータ（温湿度、水量等）を集約・分析し、最適な水量・収穫時期を提案する実証を実施。生産性が20%以上アップすることが確認され受注



ICTインフラ

日本方式の地デジ

- 現在、20か国（日本含む）が、日本方式の地デジ放送を採用。約7億人をカバー

光海底ケーブルシステム

- 大手3社中1社が日本企業
- 日米豪連携で、米国とシンガポール間の海底ケーブル（本線）からパラオへ接続 日本企業が受注



ブロードバンド整備

- ウズベキスタン等で受注



セキュリティ

- ASEAN地域向けにサイバー防御演習を実施中



サイバー防御演習

携帯事業参入

- 日英連携で、エチオピアにおける携帯電話事業等のライセンスを、住友商事・ボーダフォングループ等のコンソーシアムが獲得



衛星・成層圏プラットフォーム

- 衛星：トルコで受注
- 成層圏：ルワンダ等でMoU署名

日本型郵便システム

- 日本の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術の提供を通じて、郵便関連設備・機器の商機拡大や関連ビジネスを創出



小包区分機（スロベニア）



これまでの取組

☑ 「総務省海外展開行動計画2020」等に基づき、デジタルインフラや利活用、国民サービス向上などの海外展開分野を推進

「海外展開行動計画2025」のポイント

■ 海外展開を取り巻く情勢の変化

- ✓ **新型コロナウイルス感染症**の世界的流行による社会経済活動の停滞に伴い、ポストコロナの経済復興に向け基盤としての「**デジタル**」への大きな期待
- ✓ **サプライチェーンリスク**や**サイバー空間におけるセキュリティ確保への懸念**が顕在化しており、「自由で開かれたインド太平洋(**FOIP**)」の実現に向け、**同志国など国際連携の強化**が必要
- ✓ SDGsの達成に向け、**デジタル技術**の活用による気候変動問題への対応（**グリーン化の推進**）の必要性が増大

■ 基本理念及び「10の重点分野」の特定

- ✓ 上記の海外展開を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「**長期的視点に立ったグローバル競争力強化**」、「**内政・外交方針との整合性確保、国際協調の重視**」、「**SDGsの達成(持続可能な開発への貢献)**」を基本理念とし、**2025年に向けて海外展開に関する取組を特に強化すべき10の重点分野**を特定
- ✓ 東南アジア、大洋州、南アジア、中央アジア、北米、中南米、欧州、中東、アフリカにおいて、**国・地域の特性に応じ、着実かつ積極的な展開・国際連携**を実施

■ 「海外展開手法のブラッシュアップ」

- ✓ 各国との政策対話を活用した総務省ハイレベルによる積極的なトップセールス、協力覚書を活用した案件の盛り込み、要人来日時働きかけ等のほか、以下取組を実施
 - **海外展開支援予算施策の強化**
 - **官民ファンドJICTの活用・連携の強化**
 - **デジタル海外展開プラットフォームの機能強化**
 - **国際機関への積極的な関与とマルチ関係・国際会議の活用**

10の重点分野

Open RANを中心とした5G/
ローカル5G等のブロードバンド整備

光海底ケーブル

データセンター／インフラシェアリング

ICTソリューション
(医療、農業、準天頂衛星、スマートシティ等)

地上デジタル放送

放送コンテンツ

サイバーセキュリティ

郵便

消防・防災

制度等含むソフトインフラ
(行政相談、統計制度等)

地方案件の状況と今後の取組について

- ✓ 総務省では、「インフラシステム海外展開戦略2025」（経協インフラ戦略会議決定）における「2025年のインフラシステム受注34兆円」（うちデジタル分野11兆円）という政府全体の目標達成に向け、また、「総務省海外展開行動計画2025」に基づき、「**ICT海外展開パッケージ支援事業**」（委託事業）により支援スキームを講じ、海外展開の推進に注力している。
- ✓ **地方には、海外展開につながる取組が潜在**し、これらの取組を発掘し海外展開につなげることは有意義。令和3年11月～12月、各総合通信局等に今後の海外展開が見込める事業者について照会したところ、合計**82社(91件)**のリストアップがあった。

(集計：令和4年2月時点)

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
32	5	0	0	6	3	12	0	0	21	3

- ✓ こうした状況を踏まえ、**令和5年度の新たな取組として、ICT海外展開パッケージ支援事業に「地方枠」を設け、地方企業の取組を公募により支援**する。事務局は外部機関に委託し、当該事務局が公募をかけ、地方企業が申請するスキームとなる。

対象について

- ✓ ICT海外展開パッケージ支援事業の地方枠は、各地方に潜在しているデジタル技術を有する企業の、当該デジタル技術に係る海外展開を後押しすることを目的とし、基本的には、**地域に根ざしたICT中小企業（大学法人との連携、スタートアップ等含む。）を主なターゲットとして想定**している。
- ✓ 公募への申請数及び提案内容（海外展開の目的、計画の具体性、計画実行の体制、中長期的な展望の熟度）等によっては、**申請の一部又は全部が認められない場合がある**。
- ✓ 中小企業が否かについては、原則として法人税法に準じ、資本金1億円以下である場合を中小企業とする。

イメージ

